

平成30年3月16日

各位

東京都中央区日本橋人形町三丁目8番1号

株式会社ebs

代表取締役社長 孫 成一

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第17期定時株主総会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関し、下記のとおり決議されましたので、お知らせいたします。

敬具

記

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性を高め、既存の株主様の利便性向上と共に、新たな株主様の拡大を図ることを目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成30年3月31日(土)を基準日として、最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき10株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式数	:	9,084株
② 今回の分割により増加する株式数	:	81,756株
③ 株式分割後の発行済株式総数	:	90,840株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	:	1,000,000株

(3) 日程

① 基準日公告日	平成30年3月16日(金)
② 基準日	平成30年3月31日(土)
③ 効力発生日	平成30年4月1日(日)

3. 定款の一部変更

(1) 変更の内容

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10</u> 万株とする。 第7条 当社の単元株式数は、 <u>10</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100</u> 万株とする。 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

(2) 日程

定款変更の効力発生日 平成30年4月1日(日)

4. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(2) 配当金について

平成29年12月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。

以上